

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券



第120期決算のお知らせ

当ファンドは、2013年10月17日に第120期決算を迎えました。当期につきましては、下記の通り収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

■ 第120期: 2013年9月18日 ~ 2013年10月17日

当期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金 累計	当期期末基準価額 (分配金落ち後)
80円	7,660円	9,192円

上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 当期の市場動向

[オーストラリア債券市況]

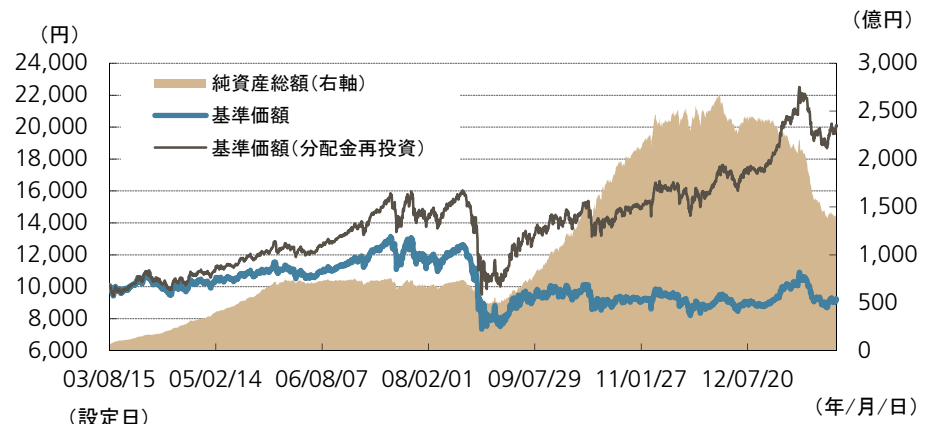
今期の豪州債券市場の利回りは、前期比で上昇しました。期の前半、米国で量的緩和の縮小開始が見送られたこと、豪州において豪ドル高抑制のため利下げが行われるとの観測が高まったこと、米国の予算案をめぐる協議が難航したことなどから、豪州債券の利回りは低下しました。10月1日、豪州準備銀行(RBA)の金融政策決定会合で政策金利の維持が決定され、RBAが今後の利下げ余地について示唆しなかったことから市場の利下げ観測が後退し、豪州債券の利回りは上昇しました。期の後半、豪州の9月の企業景気信頼感や雇用統計が良好な内容となり利下げ観測がいつそう後退したこと、米国の連邦債務上限をめぐる協議が合意に達するとの期待が高まり市場のリスク選好が回復したことなどから、豪州債券の利回りはさらに上昇しました。結果、期全体を通じては、豪州債券利回りは前期末を上回って取引を終えました。

[為替(豪ドル/円)市況]

今期の豪ドルは、円に対し前期比で上昇しました。期初、米国で量的緩和縮小が見送られたこと、中国など主要輸出市場の景気が改善するとの見通しが高まったことなどから、豪ドルは対円で上昇してスタートしました。その後、豪州での利下げ観測の高まりや米国の予算案をめぐる協議が難航していることへの懸念などを背景に、月の半ばにかけて豪ドルは対円で下落しました。1日にRBAが金融政策決定会合で政策金利の維持を発表した際の声明文において今後の利下げ余地についての示唆がなかったことから利下げ観測が後退し、豪ドルは対円で上昇しました。期の後半、米国の予算案をめぐる混乱から豪ドルが対円で軟調に推移する動きもみられたものの、豪州の9月の雇用統計から失業率の低下が確認され、豪州での利下げ観測がいつそう後退したことを背景として、豪ドルは対円で上昇しました。期の終盤には、米国の連邦債務上限をめぐる協議が合意に達するとの期待が高まったことなどから豪ドルは対円でいつそう上昇し、期全体を通じては、前期末の水準を上回って取引を終える展開となりました。

※上記の投資環境や見通し・運用方針は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆、保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。

■ 基準価額と純資産総額の推移 (設定日~2013年10月17日)

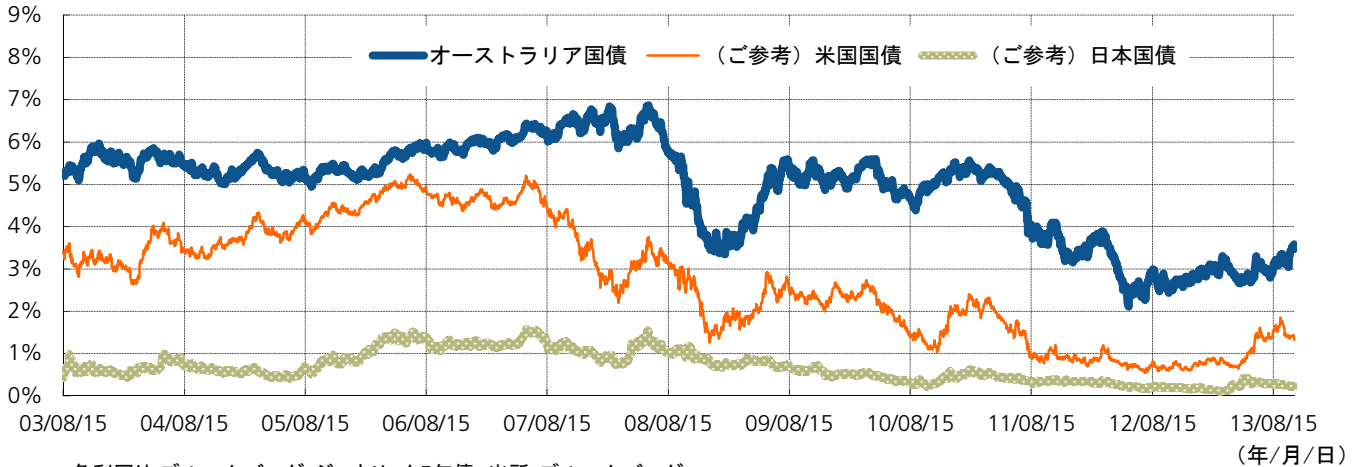


※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

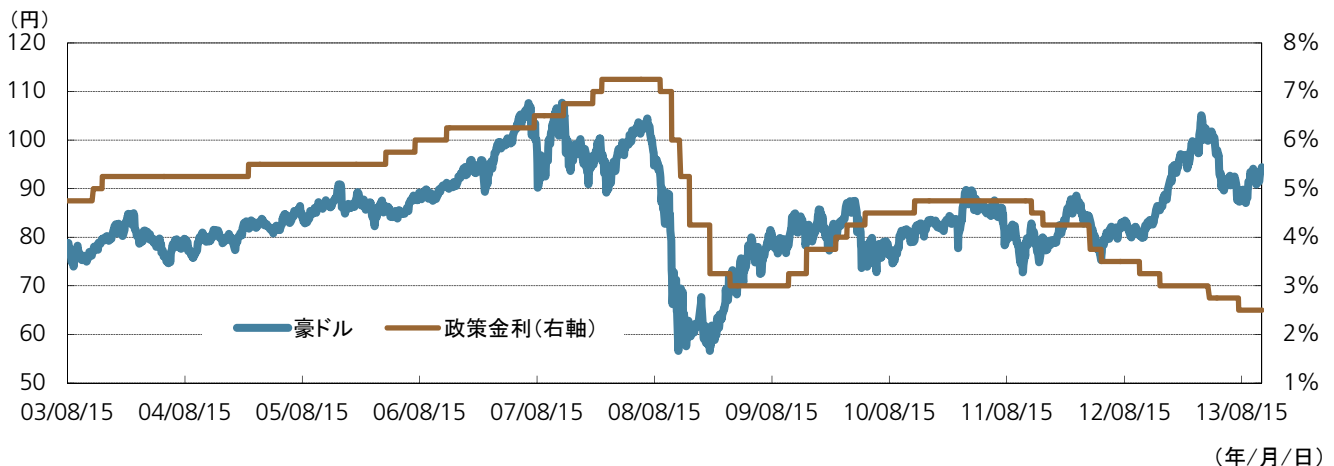
【ご参考】債券市場の推移

国債利回りの推移(ファンド設定日(2003年8月15日)~2013年10月17日)



【ご参考】為替市場の推移

豪ドルの対円レート、及びオーストラリアの政策金利の推移(ファンド設定日(2003年8月15日)~2013年10月17日)



リップラー・ファンド・アワード・ジャパン

**債券型 豪ドル分類
「最優秀ファンド賞」受賞**

債券型 豪ドル分類
 評価期間3年 2009年、2010年
 評価期間5年 2012年
 において、「最優秀ファンド賞」を受賞
 しました。



リップラー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リップラー・ファンド・アワードは、過去のファンドのパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップラーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

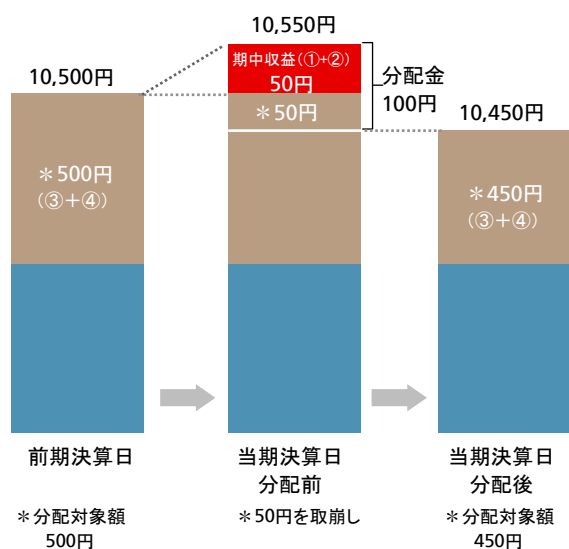
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



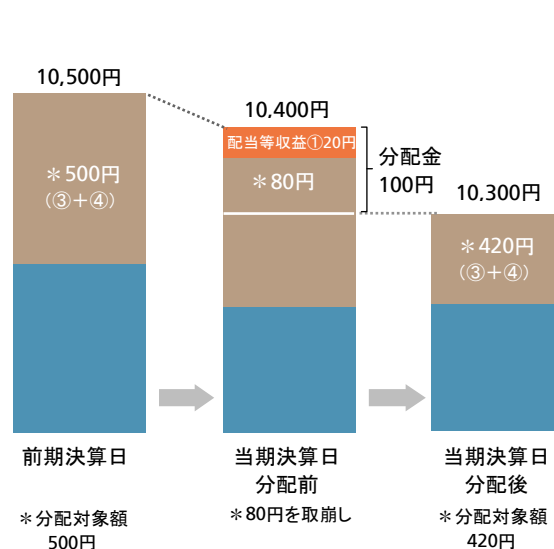
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

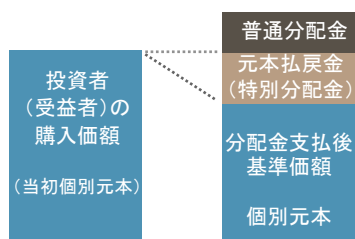


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

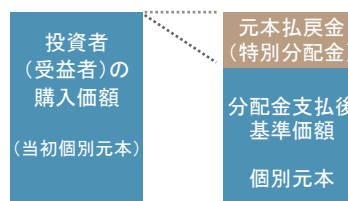
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金： 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■主なリスク

公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

その他の投資信託に関する一般的なリスク

・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
 ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
 ・短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
 ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 ・金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)
 ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	購入単位は、販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定めるものとします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受け付けは行いません。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入・換金申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受け付けを取り消す事があります。
信託期間	無期限(2003年8月15日設定)
繰上償還	一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.10%(税抜2.00%)以内 で、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.30% の率を乗じて得た額

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の信託財産の純資産総額に対して**年率1.05%(税抜年率1.00%)**を乗じて得た額とします。

合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)		
	委託会社	販売会社	受託会社
1.05%	0.49875%	0.49875%	0.05250%
(1.00%)	(0.475%)	(0.475%)	(0.050%)

※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
※投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

その他の費用・手数料
・監査報酬として、年105万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。)に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。
※監査報酬として、年105万円を上限とする額が日々信託財産に計上され、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

ファンドの特色

- オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 組入国債等の利子・配当等収益等を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(信託財産の運用の指図等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(ファンドの運用指図の権限の委託先)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の管理・保管等)

販売会社

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
シティバンク銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第623号	○		○	

UBSグループとは

・UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約61,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2013年6月末現在)

・UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約62兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2013年6月末現在)

・UBS銀行(UBS AG)の格付けはA2(ムーディーズ)／A(S&P)です。(2013年9月末現在)

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2013. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。